

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに  
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計  
画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2030年3月31日までの5年間

2. 目 標

① 男性職員の育児休業取得率 50%を目指す。

<実施時期・取組内容>

2025年4月～全管理職を対象として、男性職員の育児休業取得に関する制度や支  
援の方法について研修を行う。(毎年1回実施)

2027年4月～男性職員の育児休業取得に関する好事例を全職員に対して積極的に  
周知する。

2029年4月～配偶者が出産した男性職員を対象として、管理者から育児休業取得  
をすすめるとともに、管理者主導で施設別に業務の配分についての  
見直しを実施する。

② 全職員の月平均残業時間、1時間を目指す。

<実施時期・取組内容>

2025年4月～全職員を対象として、労働時間の削減、業務効率化に関する聞き取り  
調査を実施する。

2026年4月～調査結果を分析し、結果を踏まえた課題や対応策を検討する。また、  
業務効率化計画を策定する。

2027年4月～業務効率化計画を実行し、その進捗状況を常に確認する。なお、  
計画がうまく進まない場合には修正と実行を繰り返す。

以上